

# 7月5日(日)は東京都知事選挙

問合せ  
選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

## 郵便等による不在者投票ができます

### 郵便等投票ができる方

郵便等投票証明書の交付を受けている、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証をお持ちで、障がい等の程度が表1に該当する方。  
※表1・2ともに該当する方は、申請により代理人による代理記載投票ができます

### 郵便等投票証明書の申請方法

証明書をお持ちでない方は、郵便等投票証明書交付申請書(本人の署名が必要)と身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証を添えて申請してください。

※持参の場合は、代理の方も可  
※選挙日の直前は申し込みが集中し、交付が遅れることがありますので、早めの申請をお願いします  
※申請書は荒川区ホームページからダウンロード可

### 郵便等投票の手続き

郵便等投票証明書を交付されている方に送付する案内に必要事項を記入し、投票用紙等を請求してください。

表1 郵便等投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載制度を利用できる方

障がい等の区分	障がい等の程度	※表1に該当する方が対象
身体障害者手帳		1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症～第2項症

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度の後期高齢者医療保険料決定通知書は7月中旬以降に送付します

### 令和2年度の保険料について

保険料は、定額を負担する均等割額と前年の所得に応じて負担する所得割額の合計額です。

均等割額	所得割額	保険料額(年額)
被保険者1人当たり <b>4万4100円</b>	+ 賦課のもととなる所得金額* × 所得割率 <b>8.72%</b>	= 100円未満切捨て (限度額 <b>64万円</b> )
*賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)		

### ● 均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の所得の合計額が基準に該当する場合は、表1の軽減が適用されます。

#### ▶ 均等割額の軽減が見直されました

国により特例として実施されてきた、総所得金額等の合計額が33万円以下の方の軽減は見直されました。

※65歳以上(令和2年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します  
※世帯主が被保険者でない場合も、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	7割
33万円以下で上記7割軽減の基準に該当しない	7.75割
33万円+(28万5000円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

### ● 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を表2のとおり軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

### ● 被扶養者だった方の保険料

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されません。所得割額はかかりません。

### 問合せ

▶ 制度全般に関すること ..... 東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519  
※IP電話、PHSの方は☎03(3222)4496へ。(土)・(日)・祝等を除く午前9時～午後5時  
▶ そのほかの相談等 ..... 国保年金課後期高齢者医療係 ☎内線2391

### 広告

広告内容の問い合わせは各事業所へ

## 不動産のことなら「ハトマーク」のお店へ



ハトマークは東京都宅建協会のシンボル  
ハトマークは、「安心と信頼」のマークです。  
宅建協会に加盟する不動産業者は、「安心」「安全」をモットーに、良質な住まいの提供に努めています。

## 不動産のお困りごと

(売買・賃貸・借地・管理  
空家の有効活用 などなど)

「無料相談」  
要予約!



また、不動産業の新規開業なら「ハトマーク」!!  
手厚い開業支援サポートで皆様の開業を強力にバックアップします。



公益社団法人  
東京都宅地建物取引業協会荒川区支部  
支部事務局：荒川区町屋1-2-15  
電話：03-5855-0091 FAX：03-5855-0093

## お客様の未来をサポート

～お気軽にご相談ください～

初回相談  
無料

相続

遺言

税務一般

税理士法人

行政書士法人

## 日暮里総合事務所

税理士・司法書士・行政書士のプロ集団が総合力で対応します。

日暮里総合事務所

検索

☎03-5811-4011

荒川区西日暮里2-20-1ステーションポートタワー 306 (JR日暮里駅北口徒歩1分)